

## 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび2026年（令和8年）診療報酬改定により、下記の検査項目におきまして「多嚢胞性卵巣症候群（PCOS）」が適用拡大となります。これに伴い、「多嚢胞性卵巣症候群（PCOS）」のカットオフ値が追加となりますのでご案内させていただきます。  
今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

## 記

● 変更実施日 2026年6月1日（月）受付分より

● 対象項目

案内書掲載頁	項目コード	検査項目	変更箇所	変更後	現
130	3540	抗ミュラー管ホルモン（AMH）	基準値（単位）	女性（ng/mL） 22～25歳：0.28～8.01 26～30歳：0.29～12.2 31～35歳：0.07～10.0 36～40歳：9.23以下 41～45歳：4.48以下  多嚢胞性卵巣症候群（PCOS）カットオフ値※ 女性（ng/mL） 20～29歳：4.40 30～39歳：3.10	女性（ng/mL） 22～25歳：0.28～8.01 26～30歳：0.29～12.2 31～35歳：0.07～10.0 36～40歳：9.23以下 41～45歳：4.48以下

※「多嚢胞性卵巣症候群に関する全国症例調査の結果と本邦における新しい診断基準（2024）」によるカットオフ値です。

## 《保険算定上の留意事項》

抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。また、多嚢胞性卵巣症候群が疑われる患者であって、超音波検査では診断が困難な患者に対して、多嚢胞性卵巣症候群の診断の補助を目的として、上記の方法により測定した場合に、診断時に1回に限り算定できる。

● 変更理由 委託先における変更のため